

紫友同窓会規約

制 定 1965年11月20日

全部改定 2019年 5月25日

第一章 総則

(名称及び所在地)

第一条 本会は、紫友同窓会と称し、その事務局（第三十三条に定める事務局をいう。）を東京都立小石川中等教育学校（以下「母校」という。）におく。

(目的)

第二条 本会は、母校の伝統を基盤として、会員相互の交流と親睦を図るとともに、母校の発展を支援することを目的とする。

(活動)

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 会員相互の交流及び親睦に資する企画並びに助成
- 二 母校の教育活動の支援
- 三 一般財団法人紫友会（以下「紫友会」という。）その他関連諸団体との連携による母校の支援及び地域社会等の教育振興支援
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な活動

第二章 会員

(会員)

第四条 本会は、正会員、客員及び準会員からなる会員で組織する。

2 会員は、第二条に掲げる本会の目的達成のため、自主自発の諸活動を通じて、本会の発展のために力をあわせるものとする。

(入会資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となる資格を有する。

- 一 正会員 次のイからホまでに掲げる教育機関のいずれかを修了又は卒業した者
 - イ 東京府立第五中学校
 - ロ 東京都立第五中学校
 - ハ 東京都立第五新制高等学校
 - ニ 東京都立小石川高等学校
 - ホ 東京都立小石川中等教育学校

- 二 客員 前号イからホまでに掲げる教育機関の教職員又は教職員であった者
 - 三 準会員 第一号ニ又はホに掲げる教育機関の保護者会の構成員又は構成員であった者のうち理事会が承認した者
- 2 前項第一号イからホまでに掲げる教育機関に在学していた者のうち理事会が承認した者は、正会員の資格を有するものとみなす。

(入会手続)

第六条 本会に入会を希望する者は、規程に別途定める必要事項を本会に届け出ることにより、入会を申し込むことができる。

- 2 理事会は、前項の申込みがあったときは、遅滞なくその可否について決定するものとする。

(不承認の基準)

第七条 理事会は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、前条の申込みについて否認することができる。

- 一 入会資格を満たしていないとき。
- 二 過去に除名処分を受けたことがあるとき。
- 三 入会にあたり届け出た内容に、虚偽があるとき。
- 四 その他、理事会が会員として不相当と認めたとき。

(変更の通知)

第八条 会員は、氏名、住所等の変更があったときは、遅滞なく本会事務局に通知することとする。

(退会)

第九条 会員は、退会の意思を本会に届け出ることにより、本会を退会することができる。

(会員資格の喪失)

第十条 会員は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- 一 本会が解散したとき。
- 二 会員が死亡したとき。

(除名)

第十一条 理事会は、会員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。

- 一 本会の名誉を著しく傷つける行為又は会員としての品位を損なう行為があったとき。
 - 二 その他会員として不相当と認める相当の事由があるとき。
- 2 理事会は、前項の規定に基づき会員を除名したときは、評議委員会に報告しなければならない。

(評議委員)

第十二条 評議委員は、正会員が卒業したときに所属していたクラス（以下「母体クラス」という。）を単位とする代表者とし、当該クラスは評議委員として選出した者を本会に届け出るものとする。なお、特に届出がない場合は、当該クラスの卒業時点におけるホームルーム委員を評議委員とみなす。

2 評議委員は、母体クラスを代表し、評議委員会に出席し、意見を述べ、評決を行うことにより、本会の運営に携わるものとする。評議委員は、母体クラスの運営維持及び名簿管理に努めるものとする。

3 評議委員の定数は、母体クラスにつき1名以上3名以内とする。

4 母体クラスは、いつでも評議委員を追加又は変更することができる。

第三章 役員

(役職及び定数)

第十三条 本会に、次の役員をおく。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 3名以上5名以内
- 三 理事 10名以上20名以内
- 四 監事 3名以上5名以内

(役員の仕事)

第十四条 役員は、次の職務を行う。

- 一 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- 二 副会長 会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- 三 理事 会長及び副会長とともに理事会を構成し、会務を執行する。
- 四 監事 本会の活動及び会計を監査する。

(役員を選任)

第十五条 会長及び副会長は、評議委員による公選制によって正会員の中から選出されるものとする。

2 公選制を管理運営して執行するために、選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会に関する事項その他の公選制に必要な事項は、役員選挙管理規程に別途定める。

3 会長候補者及び副会長候補者を推薦するために、役員推薦委員会を設ける。役員推薦委員会に関する事項は、役員推薦規程に別途定める。

4 理事及び監事は、理事会が正会員の中から本人の承諾を得て指名し、評議委員会の議決によって選任される。

(役員の仕事)

第十六条 役員の任期は、2年とする。

(再選の制限)

第十七条 役員は、同一の役職に連続して3期を超えて在任することはできない。

(欠員補充)

第十八条 役員が欠けたときは、評議委員会の議決を経て後任を選任し、前任者の残任期間を引き継ぐものとする。ただし、欠けた役員と同一の役職の者がその担当職務を引き継ぐことができる場合にあっては、この限りではない。

2 前項の規定により後任が選任されるまでの間は、会長については副会長が、その他の役員については理事会が指名した者が、その職務を代行することができる。

(役員 of 補佐)

第十九条 理事会は、理事を補佐する目的で、副理事を選任することができる。

2 副理事は、理事を補佐し、各局の構成員として会務を執行する。

3 副理事の任期は、これを定めない。

第四章 会議

(議決機関)

第二十条 本会の議決機関として、特別総会、評議委員会、理事会をおく。

(会議)

第二十一条 本会の会議は、前条に定める議決機関のほか、総会、局長会、選挙管理委員会、役員推薦委員会その他理事会が設置した委員会とする。

(議長)

第二十二条 会議の議長は、別に定める場合を除き、当該会議に出席する役員のうち最も上位の者が、出席者の過半数の同意を得て出席者のうちから都度選任する。

(議決方法)

第二十三条 会議の議決は、第五十一条に定める場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(定足数)

第二十四条 定足数は、第二十九条に定める場合を除き、設けない。

(特別総会)

第二十五条 特別総会は、特に重要な事項を議決する、本会における最高議決機関である。

2 特別総会は、すべての正会員でこれを構成する。

3 正会員は、特別総会において、一人一票の議決権を有する。

- 4 特別総会は、役員の20%以上の提議又は評議委員の10%以上若しくは正会員の2%以上の請求があったとき、会長がこれを招集する。
- 5 招集通知は、あらかじめ届け出られた住所又はメールアドレスに書面又はメールで行うとともに、本会ホームページに掲載する。

(総会)

第二十六条 総会は、会長が会務について報告する。

- 2 総会は、すべての会員でこれを構成する。
- 3 総会は、原則として本会の周年行事に併せて、会長がこれを開催する。
- 4 開催通知は、理事会が決定する方法によって行う。

(評議委員会)

第二十七条 評議委員会は、特別総会で議決された事項に反しない範囲内において本規約に定める予算、決算その他の重要な事項を議決する。

- 2 評議委員会は、評議委員でこれを構成する。
- 3 評議委員は、評議委員会において、一人一票の議決権を有する。
- 4 評議委員会は、原則として毎年1回会長がこれを招集する。
- 5 招集通知は、あらかじめ届け出られた住所又はメールアドレスに書面又はメールで行う。

(理事会)

第二十八条 理事会は、予算、決算、重要事項その他の特別総会又は評議委員会に上程する議案の作成、理事から上申された議案の審議並びに特別総会及び評議委員会で議決された事項に反しない範囲内において本会の運営に必要な事項を議決する。

- 2 理事会は、役員でこれを構成する。
- 3 役員（監事を除く。）は、理事会において、一人一票の議決権を有する。
- 4 理事会は、原則として2か月に1回会長がこれを招集する。
- 5 招集通知は、理事会が決定する方法によって行う。

(理事会の定足数)

第二十九条 理事会は、役員（監事を除く。）の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、委任状によって評決を他の役員に委任した者については、出席したものとみなす。

(議決機関の臨時招集)

第三十条 議決機関（特別総会を除く。）は、会長が提議したとき又は次の請求があったときに、臨時に行われる。

- 一 評議委員会にあっては、役員20%以上の提議又は評議委員10%以上の請求
- 二 理事会にあっては、副会長又は理事5名以上若しくは監事1名以上の請求

(局長会)

第三十一条 局長会は、第三十三条第1項に定める局間の連絡調整を行う。

- 2 局長会は、会長、副会長、第三十三条第3項に定める局長及び同条第4項に定める副局長でこれを構成する。
- 3 第三十五条第2項ただし書に定める特別委員会の委員長は、局長会に参加することができる。

第五章 会務の議決と執行

(会務の議決)

第三十二条 理事会は第二十八条に定めるほか、局長会から提案された議案について審議決議し、必要に応じて評議委員会に提議する。

(執行機関)

第三十三条 理事会は、会務の執行を行うために、別表に掲げる局をおく。

- 2 各局は、役員、副理事及び参画を希望する会員（以下「局員」という。）で構成される。
- 3 局長は、局を代表し、役員（監事を除く。）から理事会が選任する。
- 4 局長は、局長を補佐する副局長をおくことができる。

(顧問委員会)

第三十四条 理事会は、同窓会活動全般の企画及び運営方針について、大所高所からの意見を受けるために顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、顧問委員会を構成し、理事会からの諮問に対して答申を行うものとする。
- 3 顧問委員会の委員長は、互選によってこれを決定する。

(特別委員会)

第三十五条 理事会は、会務の執行を行うために必要な特別の事項があるときは、特別委員会を設けることができる。

- 2 特別委員会の構成は、理事会が決定する。ただし、特別委員会の委員長は役員（監事を除く。）から理事会が選任する。
- 3 特別委員会は、その任務を終了したとき解散する。

(支部)

第三十六条 本会には、学校別、職場別、地区別等の支部をおくことができる。

(事務局員の報酬)

第三十七条 事務局員及びこれに準じる者は、理事会が別途定めるところにより有給とすることができる。

第六章 資産及び会計

(収入及び経費)

第三十八条 本会は、入会金、会費、寄付金、前年度繰越金その他の収入をもって運営資金とし、通常の経費は運営資金の範囲内でこれに充てる。

- 2 通常の経費は原則として、本会が直接支出する。
- 3 母校の支援、地域社会等の教育振興支援その他の本会の活動にかかる経費について紫友会を通じて支出することが適当であると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、紫友会と協議の上、当該費用の支出又はその会計事務を紫友会に委託することができる。
- 4 前項に定める委託に関し必要な事項は、規程で別途定める。

(会費)

第三十九条 正会員及び準会員は、入会金及び会費を納入するものとする。

- 2 入会金及び会費の金額は、評議委員会が別途定めるところによる。
- 3 納入済みの会費は、返還しない。

(基本財産)

第四十条 本会は基本財産を設けて、目的別基金の設定を行うことができる。

- 2 基本財産及び基金の組成、管理等は、基金局がこれを行う。
- 3 基金局長は、半期ごとに、基本財産及び基金の状況について理事会に報告する。
- 4 基金局長は、基本財産及び基金の状況について会計年度ごとに監事の監査を受けなければならない。

(運用)

第四十一条 運営資金の運用は、元本が保証されるものでなければならない。ただし、元本を下回る恐れが極めて低いと理事会が認めた場合にあっては、この限りではない。

(財務諸表)

第四十二条 本会の財務諸表は、原則として公益法人会計基準に準じて作成する。

(会計年度)

第四十三条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算の作成)

第四十四条 理事会は、毎会計年度の予算を作成し、評議委員会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

(会計事務)

第四十五条 会計は、会計担当の理事がこれを統括し、事務局がその事務を行う。

- 2 会計担当の理事は、会計年度末日から2か月以内に、当該年度の財務諸表を作成し、理

事会の確認を受けるものとする。

(決算の監査)

第四十六条 決算は、会計年度ごとに、監事がこれを監査する。

(決算の承認)

第四十七条 理事会は、次の年度に、決算について監査結果とともに、これを評議委員会に提出しなければならない。

2 評議委員会は、提出された決算及びその監査結果について審議し、議決する。

(予算及び決算の報告)

第四十八条 理事会は、毎年1回、予算及び決算について会員に報告するものとする。

第七章 規程

(規程の制定等)

第四十九条 理事会は、この規約に反しない限りにおいて本会を運営するために必要な規程又は細則を制定及び改廃することができる。

(制定等の結果の報告)

第五十条 理事会は、規程を制定又は改廃したときは、その結果を評議委員会に報告しなければならない。

第八章 規約の変更

(規約の変更)

第五十一条 本規約は、評議委員会の出席者の3分の2の賛成によって変更することができる。

2 法律等の改正により速やかに本規約の変更を行う必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、理事会の承認をもって変更することができる。

第九章 補則

(理事会の招集の例外)

第五十二条 会長は、理事会の決すべき事項について緊急に決定する必要があるときは、応急の措置をとることができる。ただし、会長は次の理事会においてその内容を報告するか、文書をもってその報告を行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この規約は、2019年5月25日から施行する。

(経過措置)

第二条 2018年9月29日実施評議委員会の決定に基づく紫友同窓会暫定規約に基づき行われた2019年5月実施紫友同窓会会長・副会長選挙の結果については、本規約に基づいて行われた選挙の結果とみなす。

別表 執行機関の表（第三十三条関係）

局名	所管活動
交流局	会員相互の交流及び親睦に関する活動
教育支援局	母校の教育活動の支援に関する活動
環境企画局	小石川の杜プロジェクトの継続推進に関する活動
基金局	本会の基金企画、基金の運営管理等に関する活動
部活後援局	クラブ及び同好会のOB・OG会を後援する活動
広報局	ホームページの運営、会報及びメールマガジンの発行、その他の本会の広報活動
資料局	本会の記録を管理するために行う、デジタルアーカイブ、文献資料整理、年史編さん等の活動
事務局	本会活動全般の会計、名簿管理、情報管理、企画管理、各会議録等管理、日程管理、その他の事務総務に関する活動

2019年5月25日評議委員会附帯決議

理事会は、紫友同窓会規約の全部改定にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 改定前の規約においては会員と客員を明確に分けていたことに鑑み、改定後の規約において客員を会員の一部とすることの妥当性について検討すること。
 - 二 改定前の規約に基づく部会「伊藤長七研究会」については、母校の伝統の基盤を研究する重要な組織であるから、伊藤長七の研究に関する「伊藤長七」の字を含めた執行機関その他の適当な組織を設けることについて検討すること。
 - 三 次回の評議委員会において、前2項の検討結果を報告すること。
- 以上決議する。